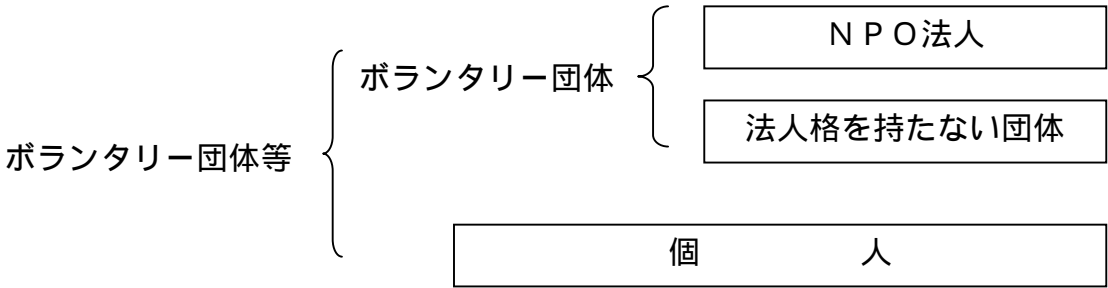
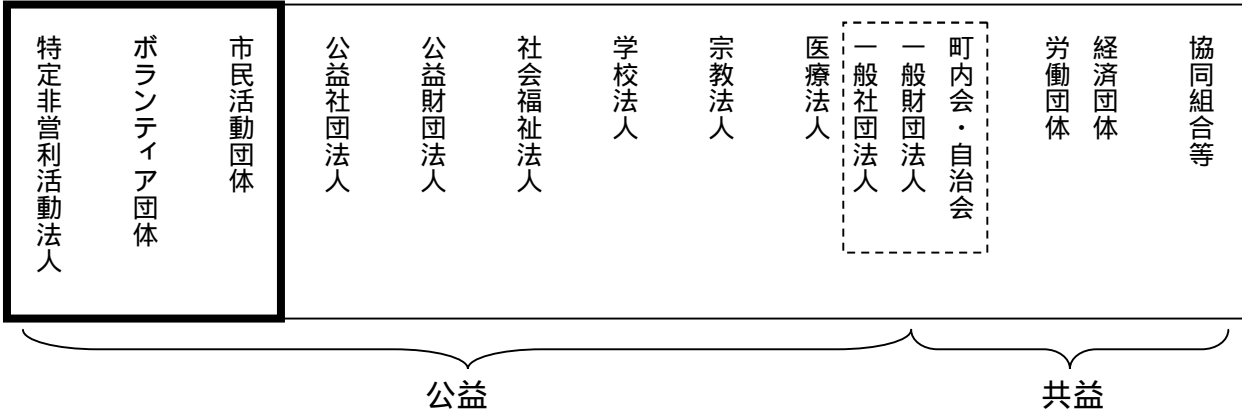


かながわボランティア活動推進基金 21 条例

第 2 条 県は、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業であって、次の各号のいずれにも該当しないものに自主的に取り組む特定非営利活動法人、法人格を持たない団体及び個人の活動を推進するため、かながわボランティア活動推進基金 21（以下「基金」という。）を設置する。



神奈川県条例のボランティア団体（NPO）に含まれる範囲



【他県の状況】

静岡県ふじのくにNPO活動基金のみ一般社団法人及び一般財団法人を助成対象としている。

特定非営利活動法人	一般社団法人	一般財団法人	社会貢献活動を行う任意団体
-----------	--------	--------	---------------

（参考）独立行政法人 福祉医療機構 社会福祉振興助成 助成対象

NPO法人	社会福祉法人	医療法人	公益社団法人
公益財団法人	一般社団法人	一般財団法人	任意団体

かながわボランティア活動推進基金 21 条例（平成 13 年神奈川県条例第 10 号）

（最終改正 平成 26 年 7 月 15 日条例第 43 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条第 1 項及び第 8 項の規定に基づき、かながわボランティア活動推進基金 21 の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 県は、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業であって、次の各号のいずれにも該当しないもの（以下「公益を目的とする事業」という。）に自主的に取り組む特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいう。）法人格を持たない団体及び個人（以下「ボランティア団体等」という。）の活動を推進するため、かながわボランティア活動推進基金 21（以下「基金」という。）を設置する。

（1） 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とするもの

（2） 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの

（3） 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。

以下同じ。）の候補者（当該候補者にならうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

（財産の種類等）

第 3 条 基金に属する財産は、次のとおりとする。

（1） 債権

ア 県が昭和 63 年度から平成 9 年度までに一般会計において神奈川県住宅供給公社に対して貸し付けた賃貸住宅建設資金貸付金

イ 県が昭和 53 年度から平成 12 年度までに一般会計において市町に対して貸し付けた住宅資金市町村貸付金

ウ 県が平成 4 年度に一般会計において一般財団法人神奈川県警友会に対して貸し付けた警友病院建設資金貸付金

（2） 現金

ア 前号に掲げる債権の元金償還金

イ 前号に掲げる債権の運用により生じた利子

ウ 基金の趣旨に添う寄附金

エ アに掲げる元金償還金、イに掲げる利子及びウに掲げる寄附金の運用により生じた収益金

2 前項第 1 号に掲げる債権の未償還元金及び第 2 号に掲げる現金の合計額は、100 億円を下回らないものとする。

（運用）

第 4 条 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な金融機関への預金、有価証券の保有その

他の方法により運用するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第7条 基金は、次に掲げる事業等の経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

- (1) 県及びボランティア団体等が協働して行う公益を目的とする事業に対する負担
- (2) ボランティア団体等が行う公益を目的とする事業に対する補助
- (3) ボランティア団体等に対する表彰
- (4) ボランティア団体等(個人を除く。)がその活動を自立かつ安定的に行うための取組に対する支援

(神奈川県ボランティア活動推進基金審査会への諮問)

第8条 知事は、次に掲げる場合には、その公平性及び透明性を確保するため、神奈川県ボランティア活動推進基金審査会の意見を聴かななければならない。

- (1) 前条第1号に規定する事業に関し、あらかじめ、解決を図ろうとする地域の課題を設定しようとするとき。
- (2) 前条第1号の負担又は同条第2号の補助の対象となる事業を決定しようとするとき。
- (3) 前条第3号の表彰の対象となる者を決定しようとするとき。
- (4) 前条第4号の支援の対象となる取組を決定しようとするとき。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 附属機関の設置に関する条例(昭和28年神奈川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表知事の項神奈川県水防協議会の項の次に次のように加える。

神奈川県ボランティア活動推進基金審査会	かながわボランティア活動推進基金 21 条例 (平成 13 年神奈川県条例第 10 号) 第 6 条に規定する事業等の対象事業及び被表彰者の決定につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。	10 人以内
---------------------	--	--------

附 則 (平成 20 年 7 月 22 日条例第 32 号)

この条例は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 12 月 27 日条例第 53 号）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表知事の項神奈川県ボランティア活動推進基金審査会の項中「第6条に規定する事業等の対象事業及び被表彰者の決定につき」を「第7条に規定する事業等の実施に関し、」に改め、「報告」の次に「し、又は意見を建議」を加える。

附 則（平成 26 年 7 月 15 日条例第 43 号）

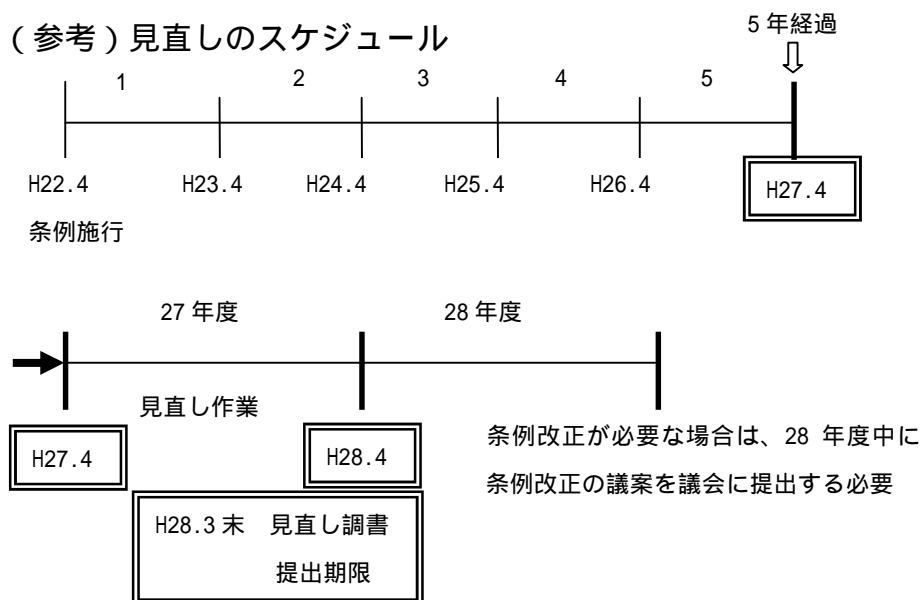
この条例は、平成 26 年 7 月 15 日から施行する。

## 「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例」 見直しの状況について

### 1 見直しのスケジュール

「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例」（平成 22 年 4 月施行、以下、「条例」）では、附則 2 において、施行後 5 年経過後の見直し規定を設けている。

条例見直しのスケジュールは、「神奈川県条例の見直しに関する要綱」により、5 年経過後である平成 27 年 4 月以降、翌年 3 月末までに、「条例見直し調書」を作成し、県議会の所管常任委員会へ報告するとともに、県のホームページで見直し結果について公表することとなっている。



### 2 条例検討部会の設置

平成 26 年 8 月に開催した「かながわ協働推進協議会」において、条例見直しにあたり、詳細な検討を行うため、条例検討部会（以下、「部会」）の設置について了解を得て、人選等については事務局へ一任されたことから、10 月 28 日付けで部会を設置し、5 名の構成員で議論を行っている。

#### (1) 構成員

- ・藤澤浩子 委員（部会長、NPO 法人よこすかパートナーシップサポーターズ）
- ・中島智人 委員（副部会長、産業能率大学准教授）
- ・東樹康雅 委員（NPO 法人市民セクターよこはま）
- ・原美紀 委員（NPO 法人びーのびーの）
- ・高橋元央 委員（神奈川県社会福祉協議会地域福祉推進部課長）

## (2) 開催状況

- ・ 第 1 回 平成 26 年 12 月 19 日 (金)
- ・ 第 2 回 平成 27 年 2 月 24 日 (火)

## 3 検討状況

### (1) 主な論点

- ア 条例の趣旨の確認
- イ 協働の相手方について (第 2 条第 2 項)

### (2) 部会での議論

#### アについて

- ・ 多様な主体の協働とすると、条例の趣旨が全く変わってしまうので、協働事業を行う上で、県として定めておくべきことを定めるというスタンスは変えないで議論した方がよい。

#### イについて

- ・ 県民の自発的な活動を支援するという意味から言えば、条例制定当時は実質的に N P O 法人だけだった。条例制定の歴史的経緯から考えると、ある特定の団体を特別に支援するというスタンスはあってもよいが、N P O 法人と一般社団法人とは、立ち上げる人がどちらを選択するかの問題であり、活動に差はない。
- ・ 団体立ち上げのスピーディさから、特に被災地支援では、N P O 法人ではなく、一般社団法人を選択する例が多い。
- ・ 対象のところで、一番影響を受けるのは、入口の適格性の部分で「かながわボランティア活動推進基金 21」と思われる。
- ・ 一般社団法人、一般財団法人のうち、税法上、非営利性を徹底した法人もある。

### (3) 3/20 の協議会での議論

#### アについて

- ・ 市民の自発的な活動への支援、つまり市民社会セクターを大きくしていこうということが必要で、そこが協働型社会の構築という言葉も含めて思いがあったような気がする。もう 1 つは、基金 21 の原点から見ると、市民の 1 つ 1 つの思いを形にしていこうというわけなので、産業界を例にすると大企業支援ではなく、中小企業支援型である。そういった思いをピックアップする、小さいところを育てていこうというのが原点として基金 21 はあると思うので、その 2 つは条例の改定によって壊されたくないと思っている。

- ・ 20年前は、市民が地域の課題の中から、公的な仕組みにすることを考えていかななくてはいけない、そのような思いがあって協働に取り組んでいった時代。20年経って社会の状況は、地域課題がテーマごとに分けられなくなっており、複合化してきている。市民が行政と協働しようと思ったときに、相手方となる行政の部署が1つでないケースが多い。市民と協働することで、行政、NPOなどが横につながる可能性が、実は今の時代の協働の可能性ではないか。
- ・ 団体が、これから何か仕掛けていこうと思ったときに、必ずしも県との協働を選んでいない可能性もある。そのくらい協働の手法が多様化していることを前提に、この条例を見つめ直していく必要がある。
- ・ 行政にしろ市民活動団体にしろ、力が落ちていることをきちんと認め、それをどう復活し、新しい要素をどこに入れ込むか議論の本質だと思う。

#### イについて

- ・ 対象を広げることについては、反対意見はない。
- ・ 非営利だと、自治会、協同組合や社会福祉法人、大学、労働組合、商工会などがあり得るが、際限なく対象を広げていくわけにはいかないので、基本的には一般市民の方が自発的に抱えている課題を解決するために、それが営利を伴わない範囲に限定するのが妥当である。

#### 4 今後のスケジュール

平成 27 年 5 月	第 3 回部会開催
平成 27 年 7 月	第 4 回部会開催
平成 27 年 8 月	平成 27 年度第 1 回協議会開催 条例見直し調書の確定
平成 27 年 10 月頃	政策局へ条例見直し調書の送付
平成 27 年 12 月頃	見直し結果を県議会へ報告